

# 生活改善・職場改善めざし運動しあわせ



編集・発行  
自治労連埼玉  
いたま市浦和  
岸町7-12-8  
E L  
8-866-0661  
A X  
8-866-1186

県内自治労連の各組合は、今年の賃金を確定させる交渉を10月から開始し、現在もとりくみを継続中です。今年、人事院は0・17%、県人事委員会は0・42%、さいたま市人事委員会が0・35%と、それぞれ給与引き上げを勧告しました。また、一時金0・1か月分の改善も勧告されています。

しかし、この10数年にわたる賃上げ抑制や制度改革による賃下げのもと、物価上昇にも及ばない改定では、生活改善はできません。そこで、自治労連の各単位組合は要求書を提出し、粘り強く交渉し、勧告を上回る様々な改善を獲得しています。

扶養手当で国と異なる対応する市も

子どもの扶養手当の引上げは当然ですが、配偶者について引下げれば、給与が減額になる職員もたくさんいます。民間給与実態調査でも、配偶者に対する家族手当を見直す予定がない企業

○草加市	激変緩和1年のはし
H29年4月～	配偶者 10,500円
	子 8,000円
H30年4月～	同 上
H31年4月～	配偶者 6,500円
	子 10,000円
○所沢市	1段階の変更のみ
H29年4月～	配偶者 10,000円
	子 8,000円

蕨市職労では、当初に提案のあつた給料表を交渉によって一部を改善。

地域手当を  
四月に遡り引上げ

蕨、さいたま、県職、など  
から報告されています。  
また、本庄市職でも臨時  
職員の通勤手当で前進回答  
が出されています。

## 臨時職員の給与 改善もすぐく！

総合見直しの結果  
数年で退職する職員は引下げられた給料額のまま退職  
金が計算されてしまっています  
そこで、退職手当の調整  
額を1区分上位に位置づけて、不利益の緩和を行う市  
も出始めました。

暮らしを守る努力・誠意を  
当局から引き出しています

新改悪などトンデモない！と撤回へ

交渉の当初には、総務省や県市町村課の指導を口害に、持家住居手当の廃止、

一時金役職加算を一部の級で廃止、55歳以上昇給改悪を提案した市もありました。しかし、現状はすべての改悪を押し返しています。今後も警戒が必要です。

自治体は先頭に立つて  
人間らしい働き方の実現を！

表1 A市の時  
間外学働実態

所属課	時間数
A	1,047
B	827
A	813
A	805
C	787
B	779
A	766
D	715
E	700
A	693

年間時間外労働の  
多い10名

すでに10数年の職員削減で長時間労働が蔓延しています。各市の年間最多残業時間者は、最少で469時間（加須市）、最多で1,586時間（さいたま市）となっています。

表1は県東部のA市の上位10人ですが、厚生労働省の時間外労働の上限基準の年360時間超が合計71人いました。他市でもほぼ同様の状況です。

自治体でも清掃セナタ

ても恒常業務での時間外労働になつていています。先日、過労自殺した電通の女性社員・高橋さんに労働災害が認定されました。違法な働き方が社会に蔓延し、体と心を蝕んみ、人を殺してしまう。そんな社会状況をなくしましよう。

自治体が率先して、人間らしい働き方の実現をめざすべきです。

少なくとも、厚生労働省が定めた時間外労働の上限

福祉施設、保育所などでは36協定（労働基準法第36条に基づく協定）を締結しなければ時間外労働をさせられません。それ以外の職場では、労働基準法第33条第3項

基準（毎日1時間分の休憩時間）を超えないよう、しつかりと人員の配置をすべきです。加えて、違法な不払い残業はなくさなければなりません。

■電通社員・高橋まつりさんのお母さんの発言

「貴重な社員、高橋さん、山口さんのお母さんの発言  
「社員の命を犠牲にして業績をあげる企業が、日本の発展をリードする  
優良企業と言えるでしょうか。国民の命を犠牲にした経済成長第一主義で  
はなく、国民の大切な命を守る日本に変えてくれることを強く望みます」

誘いあって  
行ってみませんか

# 自治労連埼玉県本部 第36回地方自治研究集会

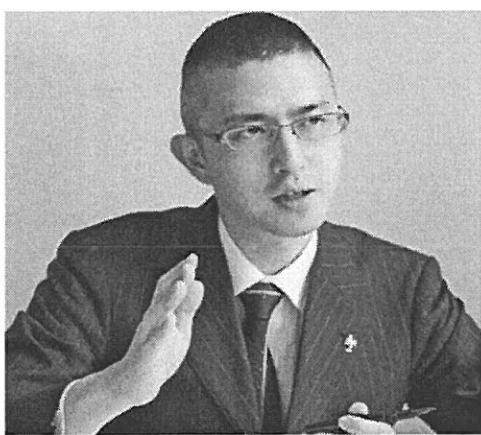
## 自治体とは、公務員の仕事とは、情報が山盛り！

### ● 記念講演

『憲法と地方自治と  
国民・住民の権利』

講師 木村草太さん

(首都大学東京教授)



《略歴》1980年横浜市生まれ 東京大学法学部卒業、専攻は憲法学。「憲法の急所」(羽鳥書店)、『憲法の創造力』(NHK出版新書)、『未完の憲法』(共著・潮出版社)など著作は多数。今年3月までテレビ朝日「報道ステーション」でコメンテーターを務めるなど、メディアで大活躍中

### 012月18日(日)

### 9時30分～

### Oときわ会館(さいたま市役所西側)

○参加無料・参加自由

○主催 自治労連埼玉県本部



地方自治研究集会(じちけんしゅうかい)とは、仕事と暮らしに役立つ自治体情報を伝えする会です。とくに、最近の自治、財政、社会保障制度大改変のもとで、仕事の疑問・悩みの改善策を県内職員と一緒に考える場にしたいと考えています。

今回は、あなたが採用時に「擁護・遵守」を宣誓した憲法を変える動きが強まっていることから、憲法学者で、メディアで鋭い発言をしている木村草太さんに記念講演をお願いし、これから自治体や職員の課題も語っていただきます。

### ●集会の基調報告

職員と住民が主体的に参加し、地域の魅力を育て、自らも育つことを妨害するの何か! だれか! その仕組みを分かりやすく報告します。そして、やっぱり地方自治いいね。公共の仕事って、やりがいあるね! と思ってもらえるようにお話しします

## 分野別の6つのセッションが今年の楽しみ

↑ 実行委員の方が、寸劇あり、クイズあり、ツイートでも発言できるセッションを準備中

### ① まちづくり

地方版の総合戦略、公共施設総合管理計画など、国から求められた計画による自治体運営と、それを根拠にした財政締め付けの困難の中で、社会的包摶など、視点を変えて改善を考えてみませんか。

### ② 住民の権利

限界的な仕事量を求められる生活保護や障害福祉。相模原「やまゆり園」事件に象徴される優生思想の拡がりも深刻な問題です。だから、自治体の総合性を發揮したりくみが必要です。

### ③ 住民の暮らし

医療、国保、介護、公衆衛生は、質・制度にかかる重大な時期を迎えてます。住民の暮らしに真正面から向き合う姿勢で今後の情報提供を行います。

### ④ 子ども・子育て

「保育園落ちた・・・」の切実な訴えに応えられない新制度の量と質の現実。

一方で、子育てが経済成長戦略にされて、産業化されるもとで、保育・学童関係者に幅広い学びと情報収集の機会を提供します。

### ⑤ 学び成長する権利

すでに憲法の理念とは異なる教育や情報統制が進められているもとで、住民の知る権利や成長権を守って、元気に自治体の役割発揮をめざす場にします。

### ⑥ 憲法・地方自治担う職員

憲法25条2項「国は～～向上及び増進に努めなければならない」は忘れ去られ、仕事は地方にまわす、金は出さないが口は出す国の姿勢。あげくに、住民と直接に接する職員のあり方まで変える制度を強制されたのでは、自治の死滅です。それを許さないために…